# ○東京情報大学組織及び職制

制 定 昭和 63 年 2 月 15 日 最近改正 令和 7 年 4 月 1 日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、東京情報大学学則第1条から第5条の4及び東京情報大学大学院学 則第1条から第4条の規定に基づき、東京情報大学(以下「大学」という。)の組織及び 職制について必要な事項を定めるものとする。

第2章 組織

第1節 大学院の組織

(大学院の組織)

- 第2条 大学に大学院を置き、総合情報学研究科を設ける。
- 2 総合情報学研究科に次の専攻及び課程を置く。

総合情報学専攻 博士前期課程 博士後期課程

第2節 大学の組織

(学部の組織)

第3条 大学に総合情報学部及び看護学部を置く。

(総合情報学部の学科の組織)

第3条の2 総合情報学部に総合情報学科を設け、次の学系を置く。

情報システム学系

データサイエンス学系

情報メディア学系

2 総合情報学部に教職課程を置く。

(学系及び研究室)

- 第3条の3 前条第1項に規定する学系は、学部の教育方針にしたがってこれを置き、新 設改廃は、教授会の意見を聴き、学長が行う。
- 2 各学系に研究室を置き、その新設改廃は、教授会の意見を聴き、学長が行う。 (看護学部の学科の組織)
- 第3条の4 看護学部に看護学科を設け、次の分野を置く。

基盤看護分野

成育看護分野

成人・高齢者看護分野

地域看護分野

(分野及び研究室)

- 第3条の5 前条に規定する分野は、学部の教育方針にしたがってこれを置き、新設改廃 は、教授会の意見を聴き、学長が行う。
- 2 各分野に研究室を置き、その新設改廃は、教授会の意見を聴き、学長が行う。

## 第3節 学生部及び医務室の組織

(学生部)

- 第4条 大学に学生部を置く。
- 2 学生部に学生部委員会を設ける。

(医務室)

- 第4条の2 大学に医務室を置く。
- 2 医務室の組織,運営等については、別に定める。

第4節 付属施設の組織

(情報サービスセンター)

- 第5条 大学に情報サービスセンターを置く。
- 2 情報サービスセンターの組織,運営等については,別に定める。 (総合研究所)
- 第6条 大学に総合研究所を置く。
- 2 総合研究所の組織,運営等については,別に定める。 (ヘルスケア実践研究センター)
- 第6条の2 看護学部にヘルスケア実践研究センターを置く。
- 2 ヘルスケア実践研究センターの組織,運営等については,別に定める。 (先端データ科学研究センター)
- 第6条の3 総合情報学部に先端データ科学研究センターを置く。
- 2 先端データ科学研究センターの組織,運営等については,別に定める。
  - 第5節 運営委員会,教授会,研究科委員会等

(運営委員会)

- 第6条の4 大学に運営委員会を置く。
- 2 運営委員会は、各学部、研究科に共通する重要事項を審議する。
- 3 運営委員会に関する規程は,別に定める。 (教授会)
- 第6条の5 各学部に教授会を置く。
- 2 教授会に関する規程は、別に定める。 (研究科委員会)
- 第6条の6 研究科に研究科委員会を置く。
- 2 研究科委員会に関する規程は,別に定める。 (調整会議)
- 第6条の7 大学に調整会議を置く。
- 2 調整会議は、学部及び研究科の教育研究及び管理運営並びに学長の諮問事項等について、協議、連絡、調整する。
- 3 調整会議に関する規程は,別に定める。 (学科等教員会)
- 第6条の8 各学科及び教職課程に学科等教員会を置く。
- 2 学科等教員会に関する規程は、別に定める。

第6節 事務局の組織

(事務局)

第7条 大学に事務局を置き、次の課を置く。

東京情報大学組織及び職制

- (1) 企画調整課
- (2) 総務課
- (3) 学生教務課
- (4) 入試·広報課
- (5) キャリア課

第3章 職制

第1節 学長及び副学長の職制

(学長)

- 第8条 大学に学長を置く。
- 2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- 3 学長は、大学の全ての校務について、最終決定権を有すると共に、大学運営について 最終責任を負い、大学を代表する。
- 4 学長に事故あるときは、学長があらかじめ指名した副学長又は学部長がその職務を代行する。

(副学長)

- 第8条の2 大学に必要に応じ副学長を置くことができる。
- 2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 3 副学長は、学長から指示を受けた範囲の校務について自らの権限で処理することができる。

第2節 大学院、学部、学科、課程及び学系の職制

(大学院研究科委員長)

- 第9条 大学院総合情報学研究科に研究科委員長を置く。
- 2 研究科委員長は、学長を補佐して、研究科専攻を総括する。 (大学院指導教授、指導准教授及び専攻主事)
- 第10条 総合情報学研究科総合情報学専攻に指導教授及び指導准教授を置く。
- 2 指導教授及び指導准教授は、専攻学生の研究指導の責に当たる。
- 3 総合情報学研究科総合情報学専攻に、専攻主事を置く。
- 4 専攻主事は、研究科委員長を助け、専攻内の業務に当たる。 (学部長)
- 第11条 学部に学部長を置く。
- 2 学部長は、学長を補佐して、学部の教育・研究に関する事項を管掌する。 (学科長)
- 第12条 学科に学科長を置く。
- 2 学科長は、学部長を助け、学科を統括する。 (課程主任)
- 第12条の2 教職課程に課程主任を置く。
- 2 課程主任は、学部長を助け、課程を統括する。 (学科主事及び学級担任)
- 第12条の3 学科に学科主事を置く。
- 2 学科主事は、学科長を補佐し、学科内の業務に当たる。
- 3 学科に学級担任を置き、学科長の命を受け、学生の指導に当たる。

(課程主事)

- 第12条の4 教職課程に課程主事を置く。
- 2 課程主事は、課程主任を補佐し、課程内の業務に当たる。 (学系長)
- 第12条の5 総合情報学科の各学系に学系長を置く。
- 2 学系長は、学科長を助け、学系を統括する。 (学系主事)
- 第12条の6 総合情報学科の各学系に学系主事を置く。
- 2 学系主事は、学系長を補佐し、学系内の業務に当たる。

第3節 学生部長、医務室長の職制

(学生部長)

- 第13条 大学に学生部長を置く。
- 2 学生部長は、学長の命を受け、学生部委員会を主宰して、学生の厚生補導に関する方 針の策定、業務の総括に当たる。

(医務室長)

- 第13条の2 大学に医務室長を置く。
- 2 医務室長は、学長の命を受け、保健衛生及び健康増進に関する事項を総括する。

第4節 付属施設の職制

(情報サービスセンターの職制)

- 第14条 情報サービスセンター(以下「センター」という。)に、センター長を置く。
- 2 センター長は、学長の命を受け、センターの運営に当たる。
- 3 センターに事務長を置く。
- 4 事務長は、センター長の命を受け、センターの事務を掌理する。
- 5 センターに事務主任を置く。
- 6 事務主任は、事務長の指揮に従い、センターの事務を処理する。 (総合研究所の職制)
- 第15条 総合研究所(以下「研究所」という。)に、所長を置く。
- 2 所長は、学長の命を受け、研究所の管理運営の責に任ずる。
- 3 研究所に事務長を置く。
- 4 事務長は、所長の命を受け、研究所の事務を掌理する。
- 5 研究所に事務主任を置くことができる。
- 6 事務主任は、事務長の指揮に従い研究所の事務を処理する。 (ヘルスケア実践研究センターの職制)
- 第15条の2 ヘルスケア実践研究センターにセンター長を置く。
- 2 センター長は、看護学部長の命を受け、ヘルスケア実践研究センターの管理運営の責に任ずる。
- 3 ヘルスケア実践研究センターにセンター主事を置く。
- 4 センター主事は、センター長の命を受け、ヘルスケア実践研究センターの業務を掌る。 (先端データ科学研究センターの職制)
- 第15条の3 先端データ科学研究センターにセンター長を置く。
- 2 センター長は、総合情報学部長の命を受け、先端データ科学研究センターの管理運営の責に任ずる。

- 3 先端データ科学研究センターにセンター主事を置く。
- 4 センター主事は、センター長の命を受け、先端データ科学研究センターの業務を掌る。 第5節 事務局の職制

(事務局の職制)

# 第16条 事務局に事務局長を置く。

- 2 事務局長は、学長の命を受け、事務局の業務を総括する。
- 3 事務局に事務局長補佐及び事務局次長を置くことができる。
- 4 事務局長補佐は、局長を補佐し、事務局の業務を掌理する。
- 5 事務局次長は、局長及び局長補佐を補佐し、事務局の業務を整理する。 (事務局各課の職制)

## 第17条 事務局各課に課長及び課長補佐を置く。

- 2 課長は、上司の命を受け、その課の分掌事務を掌理する。
- 3 課長補佐は、課長の指揮に従い、その課の事務を処理する。

## 附 則

この規程は、昭和63年2月15日から施行する。

#### 附則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

## 附則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

## 附則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

# 附則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

## 附則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

#### 附則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

#### 附目

この規程は、平成14年11月1日から施行する。

#### 附則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

# 附則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

# 附則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

## 附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

# 附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

## 附則

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

## 附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

#### 附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

## 附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 総合情報学部総合情報学科の各コース(心理・教育,スポーツマネジメント,起業・商品開発,会計・金融,社会コミュニケーション,CG・Webデザイン,映像・音響,ちば地域構想,地球・自然環境,システム開発,ゲーム・アプリケーション及びネットワーク・セキュリティ)は、改正後の組織及び職制にかかわらず、平成29年3月31日に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとし、各コースには、コース長及びコース主事を置く。
- 3 総合情報学部教職・学芸員課程は、改正後の組織及び職制にかかわらず、令和 2 年 3 月 31 日までの間、存続するものとし、教職課程主任及び教職課程主事は、学芸員に係る業務に当たる。

# 附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

## 附則

この規程は、令和2年11月1日から施行する。

#### 附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

#### 附則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

#### KKH BII

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず, 第3条の2に定める総合情報学部の学科の組織について, 令和4 年度以前の入学生には, 従前の規程を適用する。

# 附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。